

関係者外秘
期間：無期限

新築戸建市場向け S I ソーラーリース 業務運用マニュアル

第1版 2019年07月04日

株式会社 S I ソーラー
大阪ガスファイナンス株式会社

目 次

1.SI ソーラーリース制度とは	P. 3
2.SI ソーラーリース制度のしくみ	P. 3
3.SI ソーラーリース制度をご利用いただける方	P. 4
4.SI ソーラーリース制度の概要	P. 5
5.SI ソーラーリース制度の契約の手続き	P. 6
(1) 契約の流れ	P. 6
(2) 業務フロー①（リース申込～審査）	P. 8
(3) 業務フロー②（リース契約の締結・リース契約成立のお知らせ）	P. 10
(4) 業務フロー③（機器の納品・リース借受）	P. 11
(5) 業務フロー④（売買代金の支払～リース料口座振替）	P. 13
6.リース契約後の対応	P. 14
(1) 修理発生時のフローについて	P. 14
(2) 各製品についての問い合わせ先	P. 14
7.リース契約開始後の手続等について	P. 15
(1) リース中途解約について	P. 15
(2) リース満了時の対応について	P. 15
(3) 国又は地方公共団体等の補助金について	P. 15
8.必読！本制度利用にあたりお約束いただきたいこと	P. 16

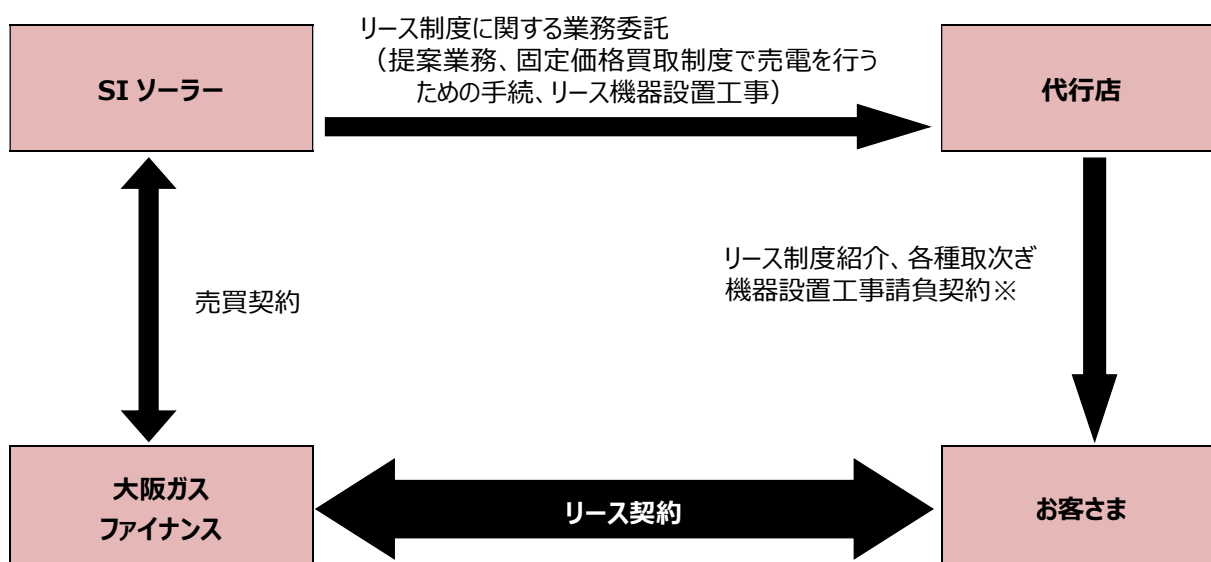
1. SIソーラーリース制度とは

本制度は、戸建住宅を新築される方(個人)で、SIソーラーリース対象機器をご採用されるお客さまに代わって、リース会社（大阪ガスファイナンス）が設備機器を購入し、長期間一定のリース料を受け取ることを条件に、その設備機器をお客さまにリースすることをいいます。

○お客さまにとってのメリット

- ①新築時に SIソーラーリース対象機器について初期費用 0 円で導入できます。
（設置工事費等は別途必要となります。）
- ②太陽光発電システムで浮いた光熱費や売電収入をリース料のお支払に活用することができます。
（場合によっては、お支払いいただくリース料の方が高くなるケースがあります。）
- ③リース期間が満了する 10 年後は、SIソーラーリース対象機器を購入することができ、10 年目以降も利用することができます。

2. SIソーラーリース制度のしくみ



・リース料金には、機器代＋固定資産税＋動産総合保険料が含まれています。

※ SIソーラーリース対象機器の設置工事ならびに接続等の付随工事は、お客さまと代行店との間で締結する建設工事請負契約に含むか、別途設置工事請負契約を締結してください。

※ 固定価格買取制度（FIT制度）で売電を行うために、電力会社への系統連系申込（本設の電気使用申込と同時に行う）及び経済産業省への事業計画認定申請を行ってください。

3. SI ソーラーリース制度をご利用いただける方

以下の全ての条件に該当する個人のお客さまについて、本リース制度をご利用いただけます。

- 定職・定収入がある方（定収入の中には公的年金を含む）
- 申込時 20 歳以上 70 歳未満の方
- 主に居住用として代行店との間で新築戸建住宅の建築請負契約をされる方
 - ※店舗併用住宅は対象
 - ※建売住宅、集合住宅は対象外
 - ※中古住宅購入者は対象外
- 金融機関等の住宅ローン等住宅資金融資を受けて新築戸建住宅を購入される方
 - ※住宅ローンが連帯債務契約又は連帯保証付契約である場合は、リース契約上も連帯債務者又は連帯保証人が必要となります。
 - ※勤務先からの借入や諸費用ローン・フリーローン、申込者が個人事業主の場合で事業者向けローンの場合は対象外です。また、原則として、住宅ローンは返済期間 10 年以上、借入金額 1 千万円以上とさせていただきます。
- 自宅固定電話または申込者ご本人名義の携帯電話を所有されており、電話連絡が可能な方
 - ※申込者ご本人名義の携帯電話を所有されていない方は、引渡後の住宅で電話回線開設が必要です
- 申込者ご本人（または連帯保証人）名義の金融機関口座を有する方
 - ※大阪ガスファイナンスと提携している金融機関口座が対象
- リース対象機器を自ら使用し、住宅の用途として利用される方
 - ※住宅を自己所有していても、賃貸住宅目的で購入される場合は対象外です。
- 申込書の記載事項および申込時・契約時必要書類の内容に疑義のない方

4. S I ソーラーリース制度の概要

リース対象機器	S I ソーラーリース対象機器 ※あらかじめ設定された申込コードの対象機器のみです。上記以外の機器を含めることはできません。対象機器に含まれない機器は、建築請負契約または機器設置工事請負契約に含めてください。	
リース期間および リース料支払回数	リース期間：リース借受（開始）日より10年間(120ヶ月) 支払回数：120回	
中途解約	中途解約は不可 ※やむを得ない事由により中途解約となる場合、損害賠償金(残リース料相当額)をお支払いいただきます。また、リース対象機器を取外して返還いただきます(取外し費用・返還費用はお客様負担です)。	
リース料金	リース料金には、リース機器代・固定資産税・動産総合保険料(注)が含まれています。 ※リース料金の支払は口座自動振替です。クレジットカード払いはご利用いただけません。	
リース期間満了時の 選択肢	リース期間満了時は、以下の3つの中からお客様に選択いただきます。 ※保証サービスの内容および期間は太陽光発電設備システム等リース機器に付帯される保証規定に準じます。保証期間とリース期間は完全に一致しませんのでご注意ください。 ※期間満了後のリース機器には動産総合保険は付保されません。	
	購入	リース機器をお客様に購入いただきます。 【購入金額＝ 月額リース料(消費税抜)相当額×2(消費税別途)】 ※リース対象機器一式での購入となります。リース対象機器の一部のみを購入することはできません。
	再リース	リース期間満了後、1年単位でリース契約を延長更新することをいたします。 【年額再リース料＝ 月額リース料(消費税抜)相当額×1(消費税別途)】 ※再リース料金のお支払は年初一括払いとなります。再リース期間の途中で中途解約しても返金手続きはございません。
	終了	リース契約を終了し、リース機器を返還していただきます。 ※リース機器の取外し費用はお客様負担。取外しによる開口部の閉塞に関わる費用、及びリース機器の返還費用はお客様負担となります。

(注) 動産総合保険とは、リース対象機器に対して付保する損害保険です。「偶発的な事故」によりリース対象機器に生じた損害について担保します。(実際の保険金支払に関する可否判断は損害保険会社にて行います。)

なお、保険の内容についてお客様に情報提供を行うことは無登録募集または無届募集にあたりますのでくれぐれもご注意ください。

5. S Iソーラーリース制度の契約のお手続き

(1) 契約の流れ

提案	代行店は、本制度の紹介、提案資料・リース申込書などの申込必要書類をお客さまにお渡しください。 ※申込書類にはあらかじめ代行店の「社名・所在・連絡先・担当者氏名（フルネーム）」を記載または捺印押印等してお渡しください。
検討	お客さまにてリースご利用について検討いただきます。また、お客さま希望申込コードの内容や設置可否の確認は代行店が行います。
固定価格買取制度の申込手続	電力会社への系統連系申込（電気使用申込と同時に行う）および経済産業省への事業計画認定申請を行ってください。 ※事業計画認定申請から認定が下りるまで、約4カ月間を要しています。 認定申請には、電力会社発行の「接続契約の同意を証する書類」の添付が必要です。建物の引渡し前に認定を取得できるよう、電力会社への系統連系申込を最優先で行ってください。
申込み	お客さまにて『リース申込書』に署名・記入・チェック(✓)及び捺印のうえ、その他必要書類とともに大阪ガスファイナンスへ郵送していただきます。 ※大阪ガスファイナンス所定の簡易書留郵便専用の封筒をお渡しください(郵送費用は大阪ガスファイナンス負担)。 ※代行店が、お客さまから書類の送付の依頼を受けた場合は、所定の簡易書留郵便専用封筒または追跡が可能なEXパック(赤色)で大阪ガスファイナンスへお送りください。郵送物は信書にあたるため、佐川急便等宅配便はご利用にならないでください。
審査	大阪ガスファイナンスにて審査を行います(1～2営業日)。 ※申込書の記入漏れ・捺印漏れや申込時必要書類の不足があると申込受付および審査はできません。
確認電話	審査不可の場合 大阪ガスファイナンスより審査不可の旨を代行店に連絡いたします。
審査結果のお知らせ	・大阪ガスファイナンスにて確認電話実施後、S IソーラーへFAXで審査結果を連絡します。 ・S Iソーラーから代行店に審査結果を連絡します。 ※なお、このお知らせは、大阪ガスファイナンスとお客さまとの間でリース契約が成立したことをお知らせするものではありません。リース契約成立後は別途「リース契約成立のお知らせ」を発行します。
契約書等の送付	大阪ガスファイナンスからお客さま宛に「リース契約書兼物件借受証」その他一式の書類を簡易書留郵便で送付します。 ※審査結果のお知らせ発行から1～3営業日で発送します

契約書等の 返送確認	・お客さまは「リース契約書兼物件借受証」その他必要書類を大阪ガスファイナンスに所定の簡易書留郵便専用封筒で返送いただきます。 ・お客さまにてご署名・ご捺印等いただいた契約書類を大阪ガスファイナンスが受領します。
-----------------------	--



契約成立の お知らせ 兼売買契約 成立通知	・大阪ガスファイナンスにて「リース契約書兼物件借受証」その他一式の書類の確認後、S I ソーラーへリース契約の成立を連絡いたします。 ・S I ソーラーから代行店にリース契約成立の連絡の連絡をいたします。 ※記入・捺印漏れや必要書類が不足する場合は、不備が解消されるまでリース契約は成立しません。 ※「リース契約成立のお知らせ」にてリース契約日、申込コード等を F A X でご連絡いたします。 ※なお、リース契約日をもって、S I ソーラーと大阪ガスファイナンス間の売買契約が成立します。 ※残念ながら契約に至らなかった場合、S I ソーラーへその旨をお電話で連絡いたします。
--	--



適合確認/ 機器の納品	・リース機器が建築する建物に適合するかを代行店にて今一度確認のうえ、S I ソーラーへ出荷依頼をしてください。 ・S I ソーラーはリース機器を代行店に納品してください。 ※リース機器仕入後の申込コードの変更、リース契約のキャンセル時の負担は、大阪ガスファイナンスでは負いかねますのでご注意願います。
------------------------	--



設置工事	代行店にて、設置工事を開始ください。
-------------	--------------------

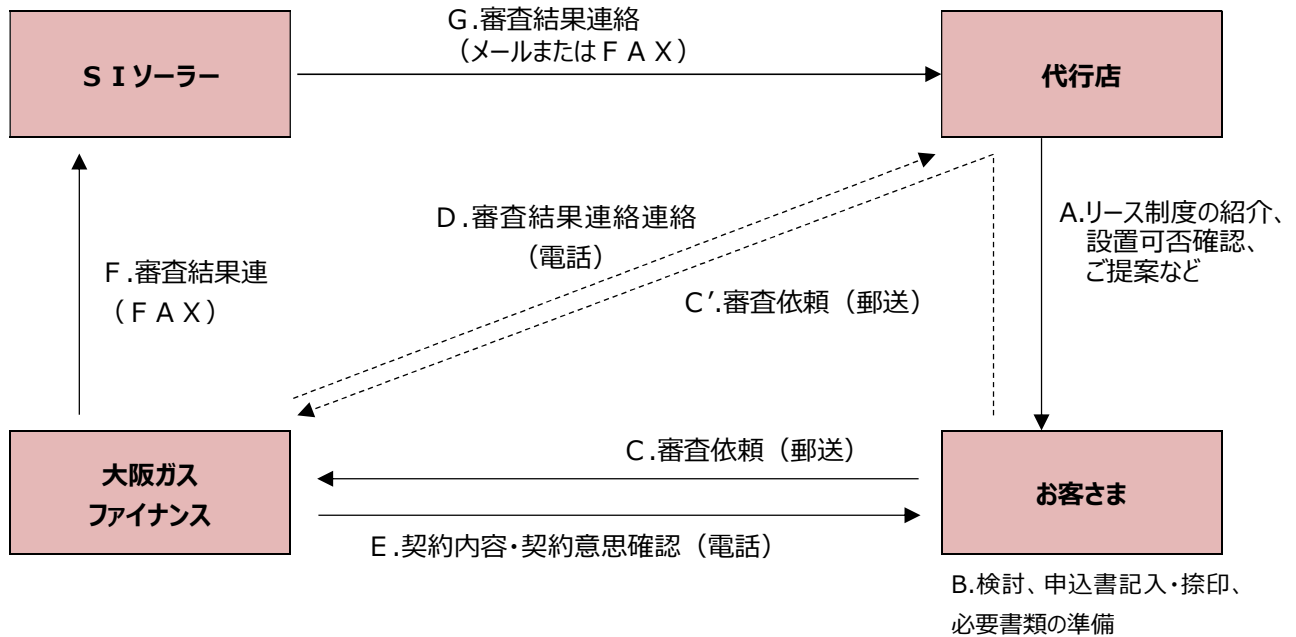


リース契約の 開始確認	・リース契約開始日(リース借受日)は、原則として建物の引渡日※となります。 ・大阪ガスファイナンスよりお客さまにお電話をし、建物の引渡日の確認及びリース借受・開始日（＝建物引渡日）の確認をさせていただきます。 ※建物の引渡日＝建物の保存登記日 ＝建物の住宅ローン決済日 ※現在、太陽光発電システムの事業認定遅延により、建物・リース対象機器の引渡日とリース借受日（開始日）に大きな乖離が生じています。お客さまにいずれのタイミング（建物・リース対象機器の引渡日 or 連系日）でリース借受（開始）するかをご確認ください。 ※お客さまの都合で入居日が後日となる場合でも、リース契約上は開始手続きをさせていただきます。 ※リース契約開始日を、太陽光売電額の電力会社からの振込日よりも後になるよう調整しないでください。お客さまに対し、売電の振込後にリース料金の引き落としがあると説明されるとトラブルに発展する可能性があります。
------------------------	---



転居先情報の 連絡	・お客さまより「変更届」に建物引渡日前後に確定する住所の番地ならびに転居先の電話番号等連絡先を記入いただきご郵送いただきます。
----------------------	---

(2) 業務フロー① (リース申込～審査)



A) 申込コード一覧から、代行店にてお客さまにリース制度の紹介・提案、申込書類等のお渡しを行ってください。

① 代行店から「提案書」・「リース申込書兼確認書」「重要事項確認書」などをお客さまへ渡してください。

② ご検討中の申込コードが建築する住宅に適合するかを確認ください。

※ 建売住宅・集合住宅・中古戸建住宅ではご利用いただけません。店舗兼用住宅は対象です。

③ 光熱費シミュレーションなどをお客さまに提示する場合は、リース専用シミュレーションソフトからアウトプットされる書類を全て提出してください。

④ 「重要事項確認書」にも記載がありますが、諸条件によりご提案どおりのメリットが出ない場合があります。提案にあたり「絶対に得する」など、断定的な判断の提供は絶対にしないでください。また、お客さまにとって不利益となる事項も記載されていますが、記載内容に対して「こんなことは起こらないので大丈夫」などと打ち消すことはしないでください。

B) リース申込の検討、リース申込書への記入・捺印、申込時必要書類の準備

「提案書」・「リース申込書兼確認書」について

① 「提案書」および「リース申込書兼確認書」には本制度に関して、お客さまに確認いただきたい重要な事項を記載しておりますので、よくお読みいただき、内容を確認いただいたうえで、記入・捺印し、専用の封筒(簡易書留郵便)で申込みいただくよう案内ください。

※ 手続き代行店欄の記入時は以下にご留意願います。

－ 社名は、屋号ではなく法人名(例：株式会社大阪建設工業)を記入ください。

－ 電話番号は、担当者の携帯電話でなく、事業所の電話番号を記入ください。

－ 営業担当者名欄は、お客さまと接点を持つ営業担当者の氏名をフルネームで記入ください。

－ 事務担当者欄は、別途本制度に関して窓口担当者がある場合のみ記入ください。

② 「リース申込書兼確認書①大阪ガスファイナンス用(送付用)」に捺印いただってください。

【連帯保証人について】

審査の上で連帯保証人をお願いする場合がございます。また、住宅ローンの審査で連帯債務者または連帯保証人が条件となっている場合は、当該住宅ローンの連帯債務者または連帯保証人に本リースの連帯保証人になっていただきます。(連帯保証人の審査もございます。)

③ 「リース申込書兼確認書②お申込者さま控え」以降は必ずお客さまにて保管いただくよう説明ください。

④ 大阪ガスファイナンスからお客さまご本人に申込内容の確認・案内をすることを伝えてください。

※ 番号を通知してお客さまの携帯電話または自宅固定電話におかけします。通知番号は大阪の市外局番「06-6264-****」「06-4400-****」です。イタズラ電話と勘違いされて出られない方もおられますの

で、あらかじめお客さまへ周知ください。

【お申込み時お客さまに用意・提出いただくもの】

書類名	備考
A.S Iソーラーリース申込書兼確認書(①大阪ガスファイナンス用(送付用))	複写式
B.建物建築請負契約及び住宅ローンの状況が確認できる書類	
I.建物建築工事請負契約書の写し	
II.金融機関等が発行した住宅ローンの事前(仮)審査結果通知書	※詳細は下表をご参照ください
III.金融機関等が発行した住宅ローンの本(正式)審査結果通知書	
C.本人確認資料(身分証明書)の写し	運転免許証・パスポートなど氏名・生年月日・ 現住所が確認できるもの

※上表Bの組合せとリース契約時に必要となる書類の条件について

組合せ	申込受付	ご契約時の条件 (下記の書類のご提出をいただけない場合、リース契約は成立いたしません)
Iのみ	○	リース契約時にⅢのご提出をいただきます。
IIのみ	○	〃 にIとⅢのご提出をいただきます。
Ⅲのみ	○	〃 にIのご提出をいただきます。
I + II	○	〃 にⅢのご提出をいただきます。
I + Ⅲ	○	---

C、C') 審査依頼

①お客さまより大阪ガスファイナンスへ郵送

②代行店を経由して申込の場合

・「リース申込書兼確認書」、その他必要書類をお客さまからお預かりされた場合は、簡易書留郵便(専用の簡易書留郵便封筒を利用ください)で大阪ガスファイナンスまで郵送ください。

※郵送いただく書類は信書にあたりますので佐川急便などの宅配便はご利用いただけません。

【申込書類に不備がある場合】

申込書への記入・捺印漏れや必要書類の不足がある場合には、大阪ガスファイナンスから代行店担当者様へ連絡をさせていただきますので、再送等いただくようお客さまにお伝えをお願いします。

ただし、年収等センシティブな情報に関する内容の不備については、大阪ガスファイナンスからお客さまに不備に関するご案内と再送に関するお願いを記載した文書を郵送いたします。

※原則として、大阪ガスファイナンスからお客さまに、お電話による不備フォローは控えさせていただきます。

D) 審査不可連絡

残念ながら審査不可となった場合には、大阪ガスファイナンスから代行店に審査不可の旨電話で連絡をいたします。審査不可の理由につきましてはお伝えできませんのでご了承ください。

E) 審査および確認電話の実施と審査結果のご連絡

①大阪ガスファイナンス休業日を除き、申し込んだ内容をもとに、すみやかにお客さまの審査(信用調査)をいたします。

②大阪ガスファイナンスからお客さまご本人(連帯保証人予定者がいる場合は連帯保証人予定者様ご本人)に電話し、本リースのお申込み内容に関する確認及び契約意思確認を行います。

※お電話の発信は、平日9:00~20:30、土日祝は9:00~17:40です。別途指定がある場合を除き原則として平日は18時以降に発信しますが、お客さまのお勤め先などを考慮し、日中に発信することもあります。また祝日は休業させていただく場合があります。

③審査可の結果については、上記②の内容確認・契約意思確認電話完了後、2営業日程度で以下の通りFAXにてご連絡いたします。

F) 「審査可」のご連絡（大阪ガスファイナンス→S I ソーラー）

「審査結果のお知らせ」を F A X で連絡いたします。

※このお知らせは、お客さまと大阪ガスファイナンス間でリース契約の締結が完了したことをお知らせするものではありません。お知らせ後、大阪ガスファイナンスより「リース契約書、その他必要書類」をお客さまに郵送し、不備なく記名・捺印および書類の返送をいただいた時点で契約成立となります。

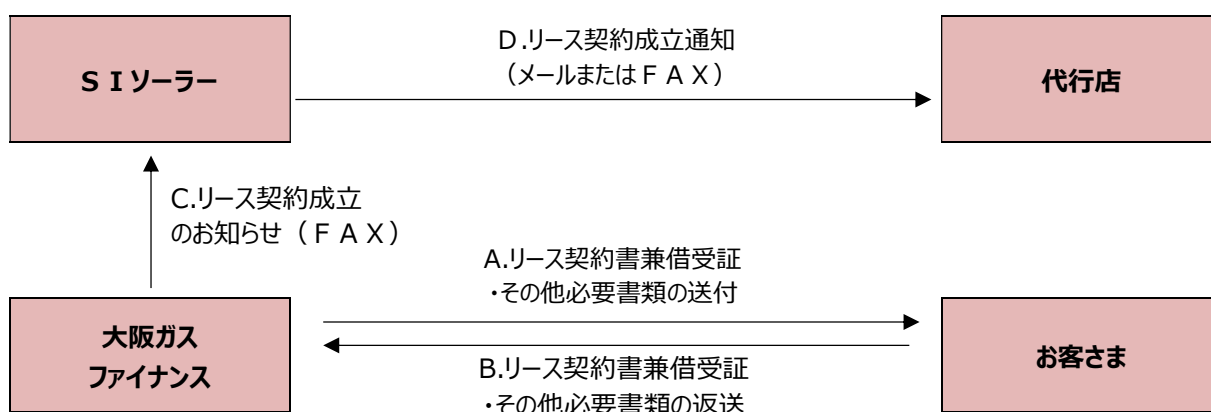
※お客さまから「リース契約書」の返送またはその他必要書類の提出をいただけない場合は、本リースは不成立となりますのでご注意ください。

※承認（審査可）の有効期間は、このお知らせ日から 1 年間です。1 年経過後は再審査が必要となります。再審査時に、申込コードの有効期間が終了している場合は同条件での申込はいただけません。また、再審査時点で「リースをご利用いただける方」に該当されない場合も申し込ただけませんのでご注意ください。

G) 「審査可」の連絡（S I ソーラー→代行店）

審査可となった旨を、メールまたは F A X でお知らせいたします。

（3）業務フロー②（リース契約の締結・リース契約成立のお知らせ）



A) リース契約書兼借受証・その他必要書類の送付

①大阪ガスファイナンスにて、「審査結果のお知らせ」から 2 営業日程度で「リース契約書兼借受証」を作成の上、その他書類とともにお客さまの現住所に郵送いたします。

※「リース契約書兼借受証」には、申込コードに含まれる機器及び部材の品番・数量を記載しております。

※その他書類の内訳は以下のとおりです。

- ・契約条件等を記載した連絡書
- ・リース契約書記入例
- ・転居後連絡先届（新居へのご転居後に確定住所番地や、転居後の電話番号の届出用です）
- ・書類返信用封筒
- ・その他、個別対応で別途必要となる場合

B) リース契約書兼借受証・その他必要書類の返送

①お客さまにて、「リース契約書兼借受証」等に必要事項を記入、捺印をいただき、その他契約時必要書類とともに返送いただきます。

※未記入などの不備、必要書類の漏れがある場合、不備及び漏れが解消されるまで契約成立となりません。

※リース契約料金の上限（税込）は、650 万円（注）です。リース契約料金（税込）総額が 500 万円を超える場合、契約締結時に印鑑証明書（連帯保証人含）の提出と、リース契約書類に実印の捺印（連帯保証人含）が必要となります。

（注）お客さまと大阪ガスファイナンス間ですでに取引がある場合は、その取引の残債額を合算します。

【契約時必要書類】

書類名	備考
A.リース契約書兼借受証	
B.不動産売買及び住宅ローンの状況が確認できる書類※	
I.建築工事請負契約書の写し	申込時に提出済の場合は不要
II.金融機関等が発行した住宅ローンの本(正式)審査結果通知書	
C.口座振替依頼書	
D. 印鑑証明書※	リース料金総額（税込）が 500 万円を超える場合
E. その他、大阪ガスファイナンスが指定するもの	

C) リース契約成立のお知らせ【大阪ガスファイナンス→S I ソーラー】

①大阪ガスファイナンスにて、お客さまから返送された契約書類に不備・漏れがないことを確認した場合、リース契約が成立します。

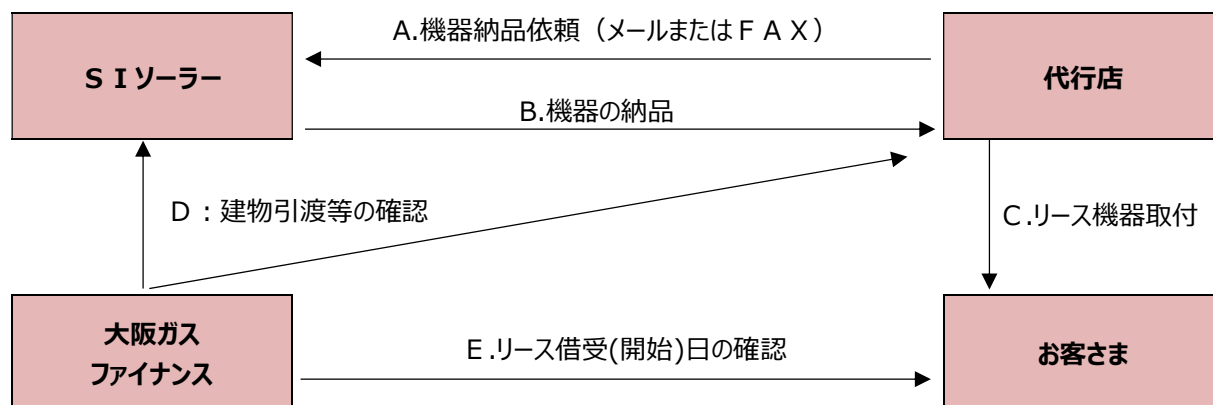
※お客さまから申込みキャンセルの申し出があった場合、または必要書類のご提出をいただけない場合は、本リース契約は不成立となりますので、その旨をS I ソーラーに連絡いたします。

②契約成立のお知らせを、S I ソーラーにF A Xにて連絡いたします。

D) リース契約成立通知【S I ソーラー→代行店】

S I ソーラーから代行店に、メールまたはF A Xでリース契約が成立した旨をお伝えします。この通知が届いた時点で、出荷依頼の受付が可能となります。

(4) 業務フロー③（機器の納品・リース借受）



A) 出荷依頼書の送信

納入希望日が確定したら、出荷依頼書をメールまたはF A XにてS I ソーラーへお送りください。

B) リース機器の納品

荷受者は商品到着時に納品リストを元に検数・検品を行い、受領サイン後に配送業者へ渡してください。

なお、リース機器の出荷条件は以下のとおりです。

- ・リース契約が成立していること
- ・固定価格買取制度における経済産業省の事業計画認定が下りている事

(キャンセル・申込コード変更について)

リース機器設置後、リース借受(開始)日までにリースがキャンセルされた場合(現金購入に変更を含む)	リース契約締結後(リース借受日前であっても)は原則として、リース契約はキャンセルすることができません。 ただし、リース契約を取りやめ、住宅ローンを含む他の決済方法に検討の場合は、代行店またはS Iソーラーとお客さまとの間でS Iソーラーリース対象機器の決済方法について検討・決定いただく必要があります。 ※大阪ガスファイナンスとS Iソーラー間の売買契約はキャンセルされます。
設置後にリースの申込コードが変更になった場合 →原則として対応不可	お客さまから、大阪ガスファイナンスへ再度リース審査申込みいただき、リース契約の内容が変更されます(再度審査がございます)。 ※変更前の納入済リース機器の大阪ガスファイナンスとS Iソーラーとの売買契約はキャンセルとなります。

C)リース機器取付

- ・リース機器の納品後、代行店にてリース機器を設置・試運転を行ってください。設置工事は、リース機器製造メーカーの施工マニュアル通りに行ってください。
- ・試運転を行う際に、竣工検査報告書を作成してください。試運転が問題なく完了したら、下記(5)A)の要領で保証申込手続きを行ってください。

D)リース開始(借受)日の確認

大阪ガスファイナンスから代行店(場合によりS Iソーラー)に電話し、建物の引渡しおよび太陽光発電システムの系統連系状況について確認します。代行店担当者さまはお客さまの進捗状況を把握されたうえで、大阪ガスファイナンス担当者の確認にご協力ください。

なお、リースを開始できる条件は以下のとおりです。

- ・建物 completion し、お客さまに引き渡されていること
- ・リース機器の設置が完了していること
- ・系統連系(売電)を開始していること

※リース機器の所有権はリース開始をもってS Iソーラーから大阪ガスファイナンスに移転します。リース開始までのリース機器に関する危険負担は代行店責任となります。各種保険の付保を継続いただくようお願いします。

(例:リース開始手続きまでの間に、天災等でリース機器が破損等した場合、リース契約で付保される動産総合保険の対象となりません)

※建物完成後、建物をショールームや展示場として一定期間使用する場合でも、リース開始手続きを行っていただく必要があります。

※お客さまの入居予定日にかかわらず、リース借受(開始)日は原則として建物の引渡しとします。

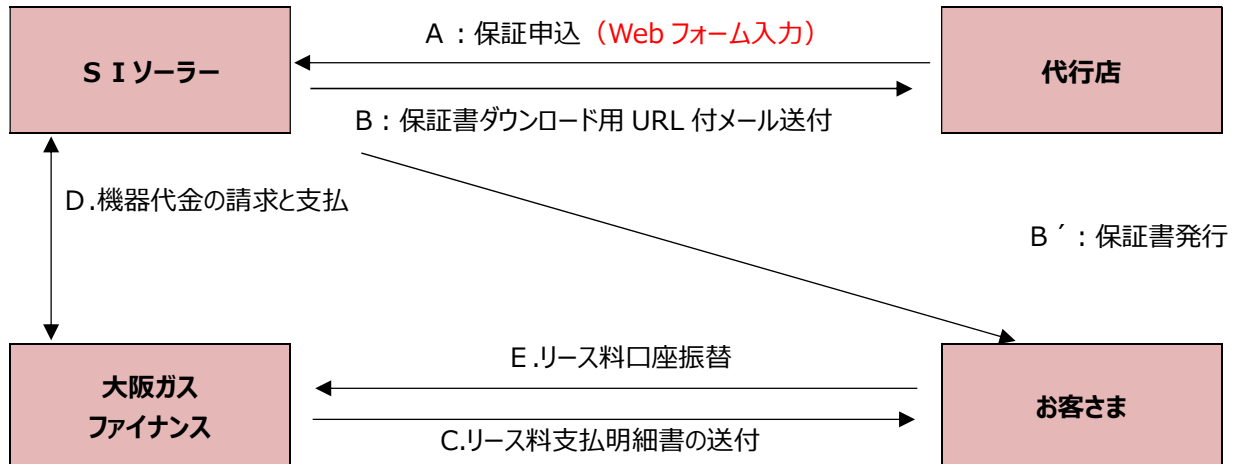
※リース期間はリース借受(開始)日を起算日として10年間となります。

※現在、太陽光発電システムの事業認定遅延により、建物・リース機器の引渡し日とリース借受日(開始日)に大きな乖離が生じています。内容をお客さまへご説明いただき、お客さまにいずれのタイミング(建物・リース機器の引渡し日 or 連系日)でリース借受(開始)するかをご確認ください。

【リース機器の固定資産(償却資産税)の申告と納税について

- ・リース機器の所有権は大阪ガスファイナンスにありますので、資産の申告及び納税は大阪ガスファイナンスが設置先自治体に対し行います。
- ・建物完成後、自治体による家屋調査が行われますが、その際、「太陽光発電システムはリース会社の所有物」である(=お客さまが申告・納税する必要はない)旨、調査官に説明いただくよう代行店担当者はお客さまにお伝えください。
- ※家屋調査時に、リース機器がリース会社所有物であることの証明としてリース契約書のお客さま控えを調査官に開示するよう、要請がある場合があります。

(5) 業務フロー④（売買代金の支払～リース料口座振替）



A) 保証申込

代行店は、SI ソーラー保証申込 Web フォーム（<https://goo.gl/24VC3M>）へお客さま情報を入力ください。

B、B') 保証書発行

SI ソーラーから代行店保証書ダウンロード用のURL 付メールが届きます。保証書の表紙及び該当する機器の保証規定を印刷し、代行店からお客さまへお渡しください。

C) リース料支払明細書の送付

大阪ガスファイナンスから、初回お引き落とし日の1週間程度前までに月々の支払明細等を記載した書面を郵送します。

【重要】リース料金に課税される消費税等額について

リース料金に係る消費税額は“リース開始日時点”の消費税率が適用され、リース期間中適用されます。

支払途中で税率が変更され、税込リース料金が変わることはありません(※法令改正の場合を除く)。

※再リース料金は、再リース契約の開始日時点の消費税率が適用されます。またリース満了をもってリース機器をお客さまが購入される場合は、購入日時点(リース満了日の翌日)の消費税率が適用されます。

D) 機器代金の請求と支払い

SI ソーラーと大阪ガスファイナンス間で機器代金の請求と支払を行います。

E) リース料金の口座振替

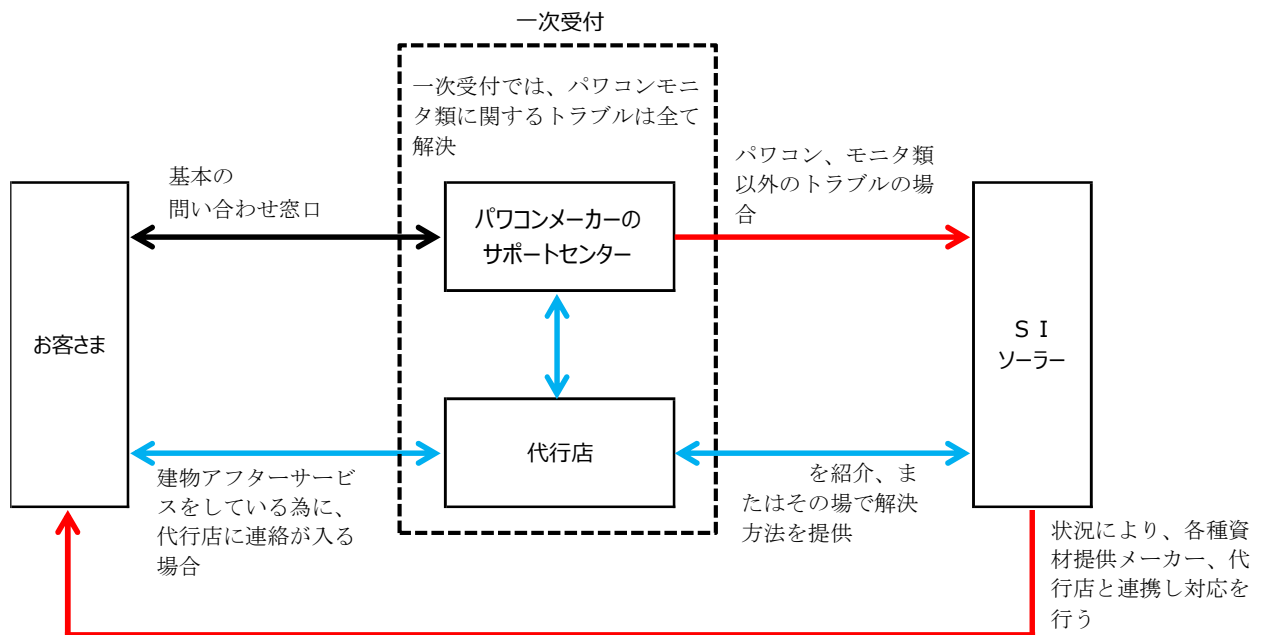
リース開始日の翌月から口座振替がスタートします。

・毎月28日(土・日・祝日の場合は翌営業日)にお客さまご指定の金融機関口座より自動振替いたします。

リース借受(開始)日	初回お引落日
末日まで	翌月28日

6. リース契約後の対応

(1) 異常・修理発生時のフローについて



(2) 各製品についての問い合わせ先

リース機器	問い合わせ先
パワコン、モニター	オムロンフィールドエンジニアリング(株) or S M A ジャパン(株)・ユアサ商事(株)
モジュール、蓄電システム	(株) S I ソーラー

※連絡先は別紙とする

7. リース契約開始後の手続等について

(1) リース中途解約について

中途解約は不可です。

※やむを得ない事由により中途解約となる場合、損害賠償金(残リース料相当額)をお支払いいただきます。また、リース機器を取り外して返還いただきます。

※やむを得ない事情による不動産売却などの場合は、大阪ガスファイナンスとお客さまの間で個別協議のうえ対応を取り決めます。

(2) リース満了時の対応について

リース満了フォローの実施

リース満了日の2～3ヶ月前に、大阪ガスファイナンスからお客さまにリース満了に関するご案内書面を送付し、以下の3つの中からお客さまに選択いただきます。

【リース期間満了後の選択肢について】

購入	リース機器をお客さまに購入いただきます。 【購入金額＝ 月額リース料(消費税抜)相当額×2(消費税別途)】 ※リース機器(リース対象機器システム)一式での購入となります。 リース機器の一部のみ購入することはできません。
再リース	リース期間満了後、1年単位でリース契約を延長更新することをいいます。 【年額再リース料＝月額リース料(消費税抜)相当額×1(消費税別途)】 ※再リース料金のお支払は年初一括払いとなります。
終了	リース契約を終了し、リース機器を返還していただきます。 ※リース機器の取り外し(取外し費用はお客さま負担)。取外しによる開口部の閉塞に関わる費用、及びリース機器の返還費用はお客さま負担となります。

(3) 国又は地方公共団体等の補助金について

本制度では、大阪ガスファイナンスは補助金の申請(共同申請含む)はいたしません。個別補助金の適用可否については、各地方公共団体等にお問い合わせください。

8. 必読！本制度利用にあたりお約束いただきたいこと

確実にリース契約手続きを進めるために代行店担当者さまに特に遵守・ご留意いただきたいこと、やってはいけないことをまとめます。

1) お客さまへの制度紹介・提案について

- ・太陽光発電システム等リース機器導入に対し、断定的判断に基づく情報の提供を行ってはいけません。
例)導入すると絶対得する、不動産価値があがる、など
- ・お客さまにとっての不利益情報を意図的に説明しない・否定するなどしてはいけません。
例)天候条件やモジュールの劣化によりシミュレーション通りにはならないことなど
- ・大阪ガスファイナンス担当者及びS I ソーラー担当者がお客さまを直接訪問または代行店担当者様と同行して提案又は申込・契約手続きを行うことはございません。

2) リース申込書の記入・郵送について

- ・必要事項を漏れなく記入いただくよう説明ください。また、代筆は絶対にしてはいけません。
※Step 4・7 部分はあらかじめ代行店で記入のうえお客さまにお渡しください。
- ・リース申込書やその他申込時必要書類は個人情報です。大阪ガスファイナンス所定の簡易書留郵便専用封筒でお送りいただくようお客さまにお伝えください。普通郵便での郵送は厳禁です。

3) 大阪ガスファイナンスからの問い合わせ対応について

- ・書類に不備があった場合や、記載内容や添付資料に確認したい事項がある場合、大阪ガスファイナンスは代行担当者さまに問合せを致しますので、ご協力をお願い致します。ご協力をいただけない場合、審査手続きが滞り、建物の工期に影響を及ぼすケースがございます。
- ・代行店担当者さまが不在の場合は、伝言をさせていただく場合もございますので、すみやかに確認後、大阪ガスファイナンスまでご連絡ください。
- ・大阪ガスファイナンスから代行店に対し、お客さまから提出を受けた申込書や必要書類を郵送またはFAXすることはできません。

4) リース開始手続き時について

- ・原則として、リース契約の開始(リース期間の開始基準日)は、建物の引渡日をもって条件を満たすこととなります。建物の完成までに、太陽光発電システム等リース機器の設置・試運転の完了をお願いします。
- ・以下の理由をもってリース開始をずらすことはできません。
 - ①リース開始日を入居日にずらしてほしい
 - ②リース開始日を売電収入の初回振込日以降にずらしてほしい
 - ③新居引渡後に、ショールームとして使用するので、リース開始日を貸出期間が終了するまでずらしてほしい

5) お客さま対応について

- ・リース契約の内容や手続きのお問合せ、およびリース契約開始後の住所変更などの手続、天災等による事故発生時は大阪ガスファイナンスで承ります。
- ・次のような問い合わせの一次対応は代行店で行ってください。
 - ①太陽光発電の認定手続きに関する問合せ
 - ②出力制御等電力会社からの郵送物に関する問合せ
 - ③リース機器の操作や性能に関する問合せ
 - ④リース機器の故障に関する連絡または問合せ
 - ⑤リース機器に付帯された保証に関する問合せ